

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1号 平成24年度 岩国市 一般会計 歳入歳出決算の 認定について

本件のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 2号 平成24年度 岩国市 土地取得事業 特別会計 歳入歳出決算の 認定について

本件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 92号 平成25年度 岩国市 一般会計 補正予算(第1号)

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第102号 岩国市 交通局の 分営化に係る 職員の 退職手当の 特例に関する 条例

議案第103号 岩国市 職員の 退職手当に関する 条例の 一部を改正する 条例

議案第106号 防災行政無線 同報系子局等 整備工事(周東地区)請負契約の 締結について

議案第111号 調停の 申立てをすることについて

議案第112号 字の 区域の 変更について

以上5議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について御報告申し上げます。

認定第1号 平成24年度 岩国市 一般会計 歳入歳出決算の 認定について のうち、当委員会所管分の審査におきまして、総務費の男女共同参画推進費に関し、

委員中から、「第2次岩国市男女共同参画基本計画が策定されているが、その中にある「岩国市の現状」では、「男性のほうが非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」が65.6%となっている。これは、以前より改善されたものか」との質疑があり、

当局より、「「どちらかといえば男性が優遇されている」という数値が過半を占めており、余り進捗していない状況である。少しでも進捗させるための第2次計画であり、「人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進」や「男女間における暴力の根絶」など13項目の重点目標を設定している」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「計画を策定するだけではなく、意識啓発もしっかり取り組むべきである。また、岩国市は、DVに関する基本計画も策定しているが、DVは、まだ男女ともに意識が薄いところがあるが、当局はどのように考えているのか」との質疑があり、

当局から「DVは犯罪であり、警察と連携して対処することになる。また、高校などの学校に出向いて、さまざまなDV事案があることを紹介するなど、啓発活動にも努めている」と

との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「最近、子供を利用した暴力というものがある。自分の言いたいことを子供に言わせるとか、子供に暴力を見せるとか、子供に暴力を振るうことをにおわし、おどすことなどの例があるが、このような環境で育った子供は、大人になったときに暴力を振るうなど、負の連鎖に取り込まれる可能性が高い。政府の来年度の概算要求にも、DV対策強化の項目が含まれるなど、取り組みは強化されている。岩国市も、男女共同参画・DVともに、そうした意識を持って、男女共同参画の基本計画に沿った取り組みをしてほしい」との意見が出されました。

次に、歳入の審査におきまして、委員中から、法人市民税の状況と、納税義務者数についての質疑があり、

当局より、「法人市民税は、昨年度と比較すると1億700万円の増額となった。法人市民税均等割の納税義務者は2,988社で、そのうち、法人税割の納税義務者は1,026社となっている」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「約3,000社あって、3分の1程度しか法人税割を納付していない。また、<sup>そくぶん</sup>仄聞するところによると、その中で、岩国市に本社がある企業は650社ということである。このことは、市内業者が疲弊していることをあらわしているのではないか」との質疑があり、

当局から、「突出して、多額の法人市民税を納付していただいた法人があったため、決算額の増額となったが、全体的な企業収益の底上げがなされているとは思っていない」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「市が発注する業務の単価等を見直し、地域の多くの法人が活性化するような施策をとるべきではないか」との質疑があり、

当局から、「地元業者が活性化することについて、目を配らなければならないと認識している。発注機会の拡大などに、努力してまいりたい」との答弁がありました。

なお本件のうち、当委員会所管分については、討論において、一部委員から、「基地政策と、同和対策に関する施策を含む決算であるので反対」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第102号 岩国市 交通局の 分営化に係る 職員の 退職手当の 特例に関する条例の審査におきまして、

委員中から、「本条例で定められた特例期間は、平成27年3月31日までとなっているが、この時点をもって、交通局からいわくにバス株式会社に業務が完全移管されるのか」との質疑があり、

当局より、「本条例は、完全移管に向けた取り組みの一つと考えている。ほかの取り組みと合わせて計画的に実施していき、完全移管の目標を平成27年4月として、取り組んでいく」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはありません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。